

## 第2節

## 大量破壊兵器の移転・拡散

核・生物・化学 (NBC) 兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。特に、

従来の抑止が有効に機能しにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器などを取得・使用する懸念は依然として高い。

## 1 核兵器

米ソ冷戦のさ中、62 (昭和37) 年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなどし、70 (同45) 年に発効した核兵器不拡散条約 (NPT) のもと、66 (同41) 年以前に核爆発を行った国<sup>1</sup>以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった<sup>2</sup>。

現在、NPTは190か国<sup>3</sup>が締結しているが、かつて核を保有していてもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で<sup>4</sup>、インド、イスラエルおよびパキスタンは依然として非核兵器国としての加入を拒んでいる。また、06 (平成18) 年10月および09 (同21) 年5月に核実験の実施を発表した北朝鮮のように核兵器の開発・保有を自ら宣言している例もある<sup>5</sup>。

09 (同21) 年4月のオバマ米大統領による、核兵器のない世界を目指すとした演説は、国際社会による核不拡

散・核軍縮へ向けた取組を促すこととなった。

同演説は、核兵器の廃絶は早期に実現できるものではなく、核兵器が存在する限り核抑止力を維持するとして、将来における核兵器のない世界の実現を目指し、米国の国家安全保障における核兵器の役割を低減させることをはじめ、米露間における第1次戦略兵器削減条約 (START I) に代わる戦略攻撃兵器の削減および制限に関する法的拘束力のある新たな条約の締結、米政府による包括的核実験禁止条約 (CTBT)<sup>6</sup>の批准の追求など<sup>7</sup>、具体的な取組を自ら行う決意を表明したものであった。

こうした核兵器のない世界を目指す決意は、同年9月に開催された核不拡散・核軍縮に関する国際連合安全保障理事会 (国連安保理) 首脳会合にも反映された<sup>8</sup>。10 (同22) 年4月には、米露両大統領により START I に

1 米国、ソ連 (当時)、英国、フランス、中国。ただし、フランスと中国のNPT加入は92 (平成4) 年。

2 NPT第6条は、各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定。

3 11 (平成23) 年4月現在。

4 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ。

5 北朝鮮は、93 (平成5) 年にNPTからの脱退を宣言した後、NPT加盟国としてとどまることを約束したが、03 (同15) 年1月、再びNPTからの脱退を宣言した。05 (同17) 年9月に採択された六者会合の共同声明において、北朝鮮は、NPTに早期に復帰することを約束したが、その後、2度の核実験実施を発表した。北朝鮮による核実験は、NPTに対する重大な挑戦である。

6 いかなる場所においても核爆発実験を行うことを禁止する条約で、96 (平成8) 年採択。発効要件国44カ国のうち9カ国 (米国、中国、インド、パキスタン、イラン、イスラエル、エジプト、北朝鮮、インドネシア) が未批准。米国は09 (同21) 年9月、10年ぶりにCTBT発効促進会議に参加した。

7 このほか、兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT: Fissile Material Cut-off Treaty) 交渉開始への意思の表明、テロリストへの核拡散を防止するための核物質管理についての新たな国際的取組の開始、が挙げられた。FMCTは、兵器用の核分裂物質 (兵器用高濃縮ウランおよびプルトニウムなど) の生産そのものを禁止することで、新たな核兵器保有国の出現を防ぐとともに、核兵器保有国による核兵器の生産を制限しようとするものである。

8 同首脳会合で採択された核不拡散と核軍縮に関する国連安全保障理事会決議第1887号は、①核兵器のない世界に向けた条件の構築、②NPTの3本柱である核不拡散、核軍縮、原子力の平和的利用のすべてにおいて現実的かつ達成可能な目標の設定、③CTBTの早期発効、④軍縮会議におけるFMCTの早期交渉開始、⑤テロリストへの核拡散を防止するための核物質管理の改善、などを求めた。

代わる新たな戦略兵器削減条約への署名が行われ<sup>9</sup>、また、同月に開催された核セキュリティ・サミットでは核テロリズムの脅威を低減させるため、すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底するための措置をとるべきことなどが採択された。同年5月に開催されたNPT運用検討会議では、NPTの3本柱である核不拡散、核軍縮、原子力の平和的利用それぞれについて、将来の具体的な行動計画を含む最終文書が採択された<sup>10</sup>。さらに、11(同23)年2月、米露間の新たな戦略兵器削減条約はそれぞれの議会の承認を経て批准書の交換が行われ、発効した<sup>11</sup>。

このように、国際社会が核不拡散・核軍縮へ向け、着実に、大きく前進を始めたことは、国際的な安全保障環境の改善に資するもので、歓迎すべきものである<sup>12</sup>。

## 2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。したがって、生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段<sup>1</sup>を求める国家やテロリストにとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②曝露<sup>ばくろ</sup>から発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類および使用される状況によっては、膨大な

死傷者を生じさせるといった特性を有している<sup>2</sup>。

生物兵器への対応については、生命科学の進歩が誤用または悪用される可能性なども指摘されており、こうした懸念も踏まえつつ、例えば、米国では09(平成21)年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針を策定し<sup>3</sup>、病原菌や毒素の管理を徹底させる措置<sup>4</sup>をとることとした。

化学兵器については、イラン・イラク戦争中に、イラクが、マスタードやタブン、サリン<sup>5</sup>などを繰り返し使

1-9 同条約は、条約発効後7年までに双方とも配備戦略弾頭を1,550発まで、配備運搬手段を700基・機まで削減することなどを内容とするものである。

10 この会合の成果としては、①中東決議の実施に関する現実的な措置(例:12(平成24)年の国際会議開催を支持)につき合意したこと、②核軍縮につき「明確な約束」が再確認されたこと、③具体的な核軍縮措置につき核兵器国が14(同26)年のNPT運用検討会議準備委員会に進捗を報告することが合意された。

11 米国は11(平成23)年6月、同年2月5日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,800発、配備運搬手段は882基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,537発、配備運搬手段は521基・機であると公表した。

12 10(平成22)年9月、第5回CTBTフレンズ外相会合で国連事務総長がCTBT未署名・未批准国に早期発効に向け行動を呼びかけたほか、同時期に開催された国連事務総長主催軍縮会議(CD: Conference on Disarmament)ハイレベル会合では、FMCT交渉開始を含め実際の作業を開始できていないCDに政治的な推進力を与え、その状況を前進させるための議論が行われた。

2-1 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型的手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など。

2 防衛庁(当時)「生物兵器対処に係る基本的考え方」(02(平成14)年1月)。

3 09(平成21)年11月、生物兵器の拡散やテロリストによる同兵器の使用に対応するための指針である「生物学上の脅威に対する国家戦略」が発表された。オバマ米大統領は10(同22)年1月の一般教書演説で、生物テロや感染症に迅速かつ効果的に対応するための新たなイニシアチブを立ち上げている、と述べた。

4 米大統領令(10(平成22)年7月2日)。

5 マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤。

用したほか、1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化学兵器を使用した<sup>6</sup>。また、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾<sup>7</sup>などが存在していたとされる<sup>8</sup>。

こうした兵器を求めているとされる国家として、たとえば、北朝鮮がある。また、95（同7）年のわが国にお

ける地下鉄サリン事件は、米国における01（同13）年の炭疽菌入り郵便物事案や04（同16）年2月のリシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市における大量破壊兵器によるテロが深刻な影響をもたらすことを示した。

### 3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段としても使用されるものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているため、有効に対処することは一般的に困難とされている。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高く、また、軍事的対峙が継続している地域の緊張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離

からの攻撃や威嚇の手段としても利用される。

近年こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストなどの非国家主体にとっても入手が比較的容易で、拡散が危惧される兵器として、巡航ミサイルの脅威も指摘されている<sup>1</sup>。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比べ、製造コストが安く、維持、訓練も容易で、多くの国が製造または改造を行っている。一方で、命中精度が比較的高く、飛翔時の探知が困難とされている<sup>2</sup>。また、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶などに隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となる<sup>3</sup>。

### 4 大量破壊兵器の移転・拡散の懸念の増大

自国防衛の目的で購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。たとえば、通常戦力の整備に資源を投入できないためにこれを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的リスクを顧みない国家から、大量破壊兵器やその技術などの移転が行われている。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が少なく、

また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど政府の統治能力が低いものもある。このため、こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性は高いと考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性が高くなっていることが懸念されている。たとえば、技術を持たないテロリストであっ

<sup>2</sup>-6 特に88（昭和63）年にクルド人の村に対して実施された化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。

<sup>7</sup> 化学剤の原料となる比較的無害な2種類の化学物質を別々に充填した兵器で、発射の衝撃などでこれらが弾頭内で混合され、化学反応が起き、化学剤が合成されるように考案されたもの。当初から化学剤を充填したものに比較して貯蔵、取扱が容易である。

<sup>8</sup> 09（平成21）年2月、イラクは化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）の締約国となった。

<sup>3</sup>-1 06（平成18）年7月のイスラエル・レバノン間の紛争において、ヒズボラがイスラエル海軍の艦船を攻撃する際、巡航ミサイルを使用したとされる。また、イスラエルは11（同23）年3月、臨検した貨物船から対艦巡航ミサイル6発などを発見した旨発表している。

<sup>2</sup> 米議会調査局「巡航ミサイルの拡散」（05（平成17）年7月28日）。

<sup>3</sup> 米国は、中国やイランなどによる弾道ミサイルや巡航ミサイルの開発・配備について、前方展開された米軍部隊を脅かすおそれがあるとして懸念している。

でも、放射性物質を入手しさえすれば、ダーティボム<sup>1</sup>などをテロの手段として活用する危険があり、テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用については、各国で懸念が共有されている<sup>2</sup>。

パキスタンは、70年代から核開発を開始したとみられており、04(平成16)年2月には、カーン博士らにより北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とするパキスタンの核関連技術が移転されたことが明らかになった<sup>3</sup>。これらの移転は、欧州やアフリカ、中東、東南アジアなど各地にまたがるネットワークを利用して、秘密裡に行われていたことが指摘されており、国際原子力機関(IAEA)のエルバラダイ事務局長(当時)は、同ネットワークに関連した国は30か国以上にわたると語った<sup>4</sup>。

北朝鮮については、米国は、02(同14)年10月にケリー米国防務次官補(当時)が訪朝した際、北朝鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと発表しており、北朝鮮がプルトニウム型だけでなくウラン型の核兵器開発を進めている可能性が明らかになっていたが、10(同22)年11月、北朝鮮は訪朝した米国人専門家に対してウラン濃縮施設を公開し<sup>5</sup>、また、軽水炉の燃料のために

数千基規模の遠心分離機を備えたウラン濃縮工場が稼働していると発表した。このほか、北朝鮮が、シリアの秘密裡の核関連活動を支援していたとの指摘もある<sup>6</sup>。

**参照** 2章2節(P60)

大量破壊兵器の移転・拡散に対して、国際社会の安易に妥協しない断固たる姿勢は、こうした大量破壊兵器関連活動を行う国に対する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査察を受け入れさせ、または、大量破壊兵器計画を廃棄させることにつながっている<sup>7</sup>。

弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国による東風3(CSS-2)、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。特に、パキスタンのガウリヤイランのシャハーブ3は、北朝鮮のノドンが元になっているとされている。また、大量破壊兵器計画の廃棄に応じたリビアから、北朝鮮の支援を受けたスカッドC生産ラインなどの施設が開示されたとされている<sup>8</sup>。さらに、01(同13)年頃、ウクライナから核弾頭搭載可能な巡航ミサイルがイランおよび中国に対し不正輸出されたとの指摘がある<sup>9</sup>。

- 1 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。
- 2 こうした懸念を踏まえ、04(平成16)年4月には、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対し、すべての国が支援の提供を控え、これらの活動を禁止するための適切で効果的な法整備を行うことなどを定めた安保理決議第1540号が採択された。また、07(同19)年7月には「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が発効している。
- 3 04(平成16)年2月、ブッシュ米大統領(当時)は演説で「カーンとその助手たちは、イラン、リビア、北朝鮮に、パキスタンの旧型の遠心分離機の設計図とともに、さらに進んだ効率的な型の設計図を供給した。このネットワークはこれらの国々に遠心分離機の部品や、ある場合には完全な遠心分離機を給した。」と述べた。
- 4 日本人記者団との会見における発言(04(平成16)年9月29日)。
- 5 米国は、北朝鮮におけるこうした公開について、「北朝鮮がウラン濃縮能力を追求してきたとの米国の長期間にわたる評価を裏付けるものである。」としている(米国家情報長官(DNI)「世界脅威評価」(11(平成23)年2月))。北朝鮮は、09(同21)年6月の北朝鮮外務省声明、同年9月の北朝鮮国連常駐代表発国連安保理議長宛て書簡、同年11月および10(同22)年11月の報道などを通じ、ウラン濃縮の実施に言及している。
- 6 米国は、「北朝鮮のシリアに対する原子炉(07(平成19)年に破壊)建設支援は、北朝鮮の拡散活動の範囲を示している。」としている(DNI「世界脅威評価」(11(同23)年2月))。
- 7 リビアは、03(平成15)年3月から、米英と水面下で協議を重ねた結果、同年12月すべての大量破壊兵器計画を破棄し、国際機関の査察を受け入れている。その後、06(同18)年8月には、IAEA追加議定書を批准するなどしている。他方、多国籍軍によるリビアに対する軍事行動を受けて、北朝鮮は、リビアにおける大量破壊兵器の破棄方式を拒絶する意向を示した。
- 8 テネット米中央情報長官(当時)の上院情報委員会における証言(04(平成16)年2月24日)。
- 9 ウクライナ議会組織犯罪・汚職問題対策委員会副委員長の告発(05(平成17)年2月2日)。

## 5 イランの核問題

イランは、NPTのもとでの原子力の平和的利用を掲げ、70年代以降海外からの協力による原子力発電所建設計画を進めてきたが、02（平成14）年、大規模ウラン濃縮施設などの秘密裡の建設が反体制派組織により公表され、IAEAの調査を通じて、イランが長期間にわたり、IAEAに申告することなく核兵器の開発につながりうるウラン濃縮などの活動を行っていたことが明らかとなり、05（同17）年9月には、IAEA理事会がイランの保障措置協定違反を認定した。

国際社会は、核兵器開発の意図はなく、すべての核活動は平和的目的であるとのイランの主張に確証が得られないとして強い懸念を表明し、累次の国連安保理決議およびIAEA理事会決議の中で、イランがすべての濃縮関連・再処理活動の停止などを行うことを要求している。

イランは、問題解決に向けて行動する英仏独3か国（EU3）との04（同16）年11月の合意（パリ合意）により、濃縮関連活動を停止したが、05（同17）年8月、ウラン濃縮の前段階にあたるウラン転換活動を再開し、06（同18）年2月にはウラン濃縮活動を再開した。これに対し、IAEA特別理事会は、本問題を国連安保理に報告することなどを内容とする決議を採択し、また、国連安保理は、同年3月にイランに対しウラン濃縮関連・再処理活動の停止などを求める議長声明を採択した。その後、

同年6月、EU3と米中露6か国（EU3+3）との合意により、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行いうる協力を含む包括的提案が示されたが<sup>1</sup>、イランは核関連活動を継続した。イランによるこうした対応を受け、同年7月、国連安保理は、決議第1696号を採択し、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止を義務づけたほか、その後、一連の決議<sup>2</sup>を採択し、国連憲章第7章第41条に基づくより厳しい制裁措置を課した<sup>3</sup>。

09（同21）年9月、イランがIAEAとの保障措置協定に基づく申告義務に従わず、新たなウラン濃縮施設の建設を行っていたことが明らかとなった<sup>4</sup>。また、イランは、10（同22）年2月には、ウラン濃度を5%以下から約20%に高めるための濃縮を開始した<sup>5</sup>。こうしたイランの核開発活動に関し、IAEAは、ミサイル弾頭開発と関連している可能性があるとの懸念するとともに、平和的目的であるとの確証が得られないと指摘している。また、国連安保理では、国連安保理決議に違反してウラン濃縮を続けるイランに対し、10（同22）6月、追加制裁を課す国連安保理決議第1929号<sup>6</sup>が採択されるなど、現在に至るまでイランの核問題は解決していない。同問題に対して、国連安保理などの国際社会は、引き続き交渉を通じた平和的・外交的解決を追求している。

- 1 イランに対し、軽水炉への燃料供給を保証するなどの民生用原子力計画への支援、民間航空機の対イラン輸出に関する協力、および世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）への加盟支持などを行う代わりに濃縮関連・再処理活動の停止を迫るもの。
- 2 06（平成18）年12月採択の国連安保理決議第1737号、07（同19）年3月採択の同決議第1747号、08（同20）年3月採択の同決議第1803号。これらの決議は、イランの濃縮関連、再処理、重水関連活動および核兵器運搬システムの開発に寄与しうる全ての物資・技術などのイランへの供給、売却、移転の防止や、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発に関連する個人・団体の資産凍結の義務付けなどを規定している。また、08（同20）年9月には、これらの決議の遵守などを呼びかける同決議第1835号が採択されている。
- 3 米国は「イラン政府の指示の下で軍部が核兵器開発を行っていたが、03（平成15）年秋、同開発を停止した。しかし、イランは少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けている。」との評価を公表している（米国国家情報会議「国家情報評価」（07（同19）年12月）、DNI「世界脅威評価」（11（同23）年2月））。
- 4 米国は、同施設について、その規模および形状から平和的利用には適していないと評価しており、イランは当初同施設を秘密にする意図を持っていたが、この秘密性が損なわれたことから、秘密施設としての同施設の価値がなくなりIAEAに通知を行ったものと指摘している。（米政府高官によるイランの核施設に関する背景説明（09（平成21）年9月）ならびに米国大統領、フランス大統領および英国首相によるイランの核施設に関する声明（09（同21）年9月））。
- 5 11（平成23）年5月のIAEA事務局長報告は、同年5月までの間に、イランは濃度約20%の濃縮ウランを約56.7kg製造したと見積もっている。ウラン235の濃度が20%以上のものは高濃縮ウランとされており、一般的には研究目的で使用されている。また、兵器に用いる場合は、同90%以上が一般的とされている。
- 6 上記2の決議による措置に加え、イランに対する戦車、戦闘機、ミサイルシステムなどの供給、売却、移転の防止、核兵器を運搬可能な弾道ミサイル関連活動（弾道ミサイル技術を用いた発射を含む）の禁止、イランへの供給、売却、移転および輸出が禁じられている品目を積載すると信じる合理的な根拠が示された情報がある場合、旗国の同意を得た上で当該船舶・航空機への公海上での検査を要請、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発に寄与しうると信じる合理的な根拠が示された情報がある場合、イランの銀行の支店開設などを防止することなどを内容としている。